

# 第4次 清瀬市 長期総 合計画



平成28年度～平成37年度

抜 粋

手をつなぎ  
みどりの清瀬  
心をつむぐ



## 「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」 のさらなる推進を

遡ること5千年前、清瀬では、野塩から出土された「十三菩提式土器」を用いた人々の文化的な暮らしが営まれ、833年には飢えや病気に苦しむ旅行者のための救護施設「悲田処」があったのではないかとされています。このように歴史を紐とくと、私たちの郷土には、はるか昔から、人々の暮らしが豊かな自然に生まれ、そこに暮らす人々の気高く優しい心根に支えられた福祉のまちの原型が形づくられていたことに思いを馳せることができます。

近現代に目を向ければ、1931(昭和6)年、東京府立清瀬病院(現独立行政法人国立病院機構東京病院)の開設を機に、戦後、結核療養所(サナトリウム)等が15か所開設され、「東洋一のサナトリウム」として発展し、今では海外の医療関係者が研修のために訪れる「世界を結核から守る清瀬」として知られるようになったことに歴史の必然性さえ感じます。

今、人々の価値観の変化や社会保障制度の改正、地方分権など社会経済システムの変革により、地方自治体の経営環境はめまぐるしく変化しています。さらに、これまで経験したことのない少子高齢化や人口減少という大きなうねりが私たちのまちにも迫っています。

こうした状況を踏まえながら、市民の皆さんと清瀬市の将来の姿を創造し、その実現に向けた基本的な目標を示すため、新たに第4次清瀬市長期総合計画基本構想を策定いたしました。

策定の過程では、長期総合計画策定審議会や地域別懇談会、無作為抽出の市民の皆さんによるワークショップ「清瀬みらいカフェ」の開催、小中学生からの「10年後の清瀬」に関する絵や作文の募集、パブリックコメント、市民満足度調査など、さまざまな取り組みを通して市民の皆さんに参画いただき、清瀬市の10年後のまちの姿への想いや願いを可能な限り集約して創り上げることができました。

この基本構想は、市民の「暮らし」や「支え合い」、将来を担う「人づくり」、まちの「基盤づくり」の各分野と、これらの分野の施策を推進するための「しくみづくり」の方向性を示しています。「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」に込めたまちづくりの理念を清瀬市にかかわるすべての人と共有し、基本構想に描いた「都市格」が高いまちを創り上げ、さらにその先の未来に夢を咲かせるまちづくりを進めてまいります。

結びに、基本構想の策定にあたり、ともに清瀬の「みらい」を想い、創造していくために、ご尽力、ご協力をいただいた多くの皆様に心から御礼申し上げます。

平成28年3月 清瀬市長  
渋谷 金太郎

## ◇計画の構成

### 基本構想

(10か年計画)

基本構想は、まちの将来像や地域づくりの指針を示すものです。まちづくりを進める上での基本的な考え方である「基本理念」、基本理念の実践によって実現をめざす「将来像」、そしてまちづくりの方向性を表す「まちづくりの基本目標」から構成されています。

計画期間は、長期的な視野に立ったまちづくりを進めていく必要があることから10年間とします。

### 実行計画

(3か年計画)

実行計画は、基本構想に掲げる将来像を達成するため、まちづくりの目標に対する現状と課題、課題解決に向けた取り組み方針、そして重点的に取り組む具体的な事業内容などを示したものです。社会経済情勢などに応じて適宜必要な見直しを行うものであり、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間は、社会環境の変化に柔軟に対応できるよう3年間としますが、財政状況、事業の進捗状況などを勘案して毎年見直しを図ります。

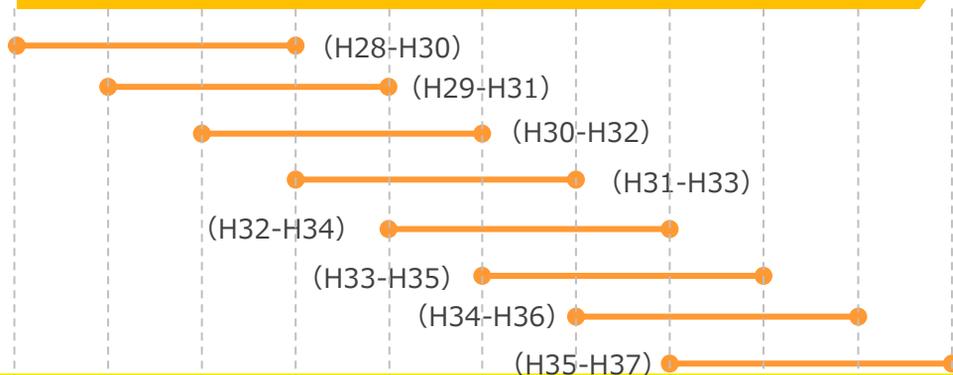
各年度の予算編成・事業の実施

## ◇計画期間

基本構想

10年間 (H28~H37)

実行計画



# 手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬



清瀬市は、このことばを、まちづくりを進める上での基本的な考え方（=基本理念）とします。



高度情報化やグローバル化、少子高齢化などが進むとともに、清瀬市においても、この計画期間内に、人口が減少に転じる時代を迎えることが想定されます。こうした社会変化に対応するためには、個性を生かした魅力あるまちづくりを推進し、地域への愛着と市民一人一人の主体性を高める必要があります。

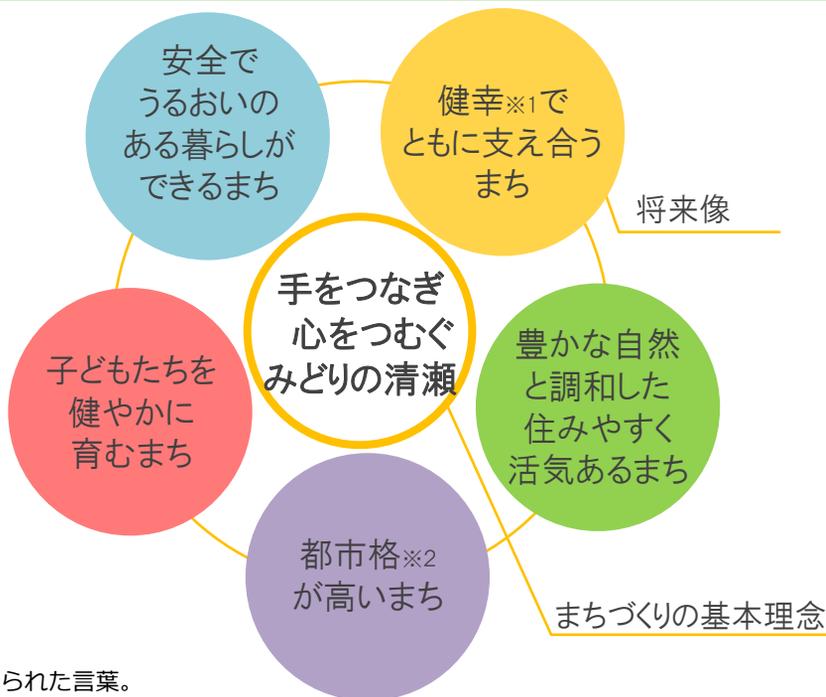
「手をつなぎ 心をつむぐ みどりの清瀬」は、市民の誇りや責任、歴史の継承に対する約束や願いが込められた清瀬市市民憲章（昭和55年10月制定）で掲げる「美しい緑のまちを」、「明るく手をつなぐまちを」、「暖かい心のまちを」、「時代とともに歩むまちを」、「世界にひらくまちを」に通じる考え方です。これは、この地に暮らす一員として、清瀬市のまちづくりを進めていく上での普遍的な理念となるものです。



目まぐるしく社会が変化するなかでも多様な価値観を認め合い、手をつなぎ、心をかよわせ、信頼を築きながら、「いつまでも安心して住み続けたい」と思うまちを、人々の思いや力が集結した「人の和」によってつくっていきます。

# 将来像

「手をつなぎ 心をつむぐ  
みどりの清瀬」というまちづ  
くりの基本理念を持ちながら、  
施策を遂行することにより、  
5つの将来像（10年後のまち  
の姿）の実現をめざします。



※1 「健康」と「幸福」の二つの意味が込められた言葉。

※2 都市を一個の人間にたとえた場合の「人格」に相当するもの。清瀬市は、歴史や文化、良好な環境や自然景観が守られるとともに、自分たちのまちを自分たちで創ろうとする住民自治が行われているまちをめざしながら都市格を高めていく。

1

安全でうるおいのある  
暮らしができるまち  
（「暮らし」の分野）

みんながそれぞれ尊重し合い、安全で、安心して暮らし、豊かな生活を送ることができるまちをめざします。

2

健幸でともに支え合うまち  
（「支え合い」の分野）

本格的な少子高齢社会に対応して、誰もがいきいきと生活できるよう、みんなで支え合う、福祉と「健幸」づくりが充実したまちをめざします。

3

子どもたちを健やかに育むまち  
（「人づくり」の分野）

次代を担う子どもや若者たちを、安心して健やかに育てられる環境づくりを進めるとともに、学力・体力の向上と、社会性や道徳性など豊かな心を育む人づくりをめざします。

4

豊かな自然と調和した  
住みやすく活気あるまち  
（「基盤づくり」の分野）

水と緑と調和した都市基盤や生活環境を整備し、産業を育成・振興することによって、やすらぎと活気を合わせ持つまちをめざします。

5

都市格が高いまち  
（「しくみづくり」の分野）

限られた市の経営資源（職員、財源、公共施設）のなかで、さまざまな主体と連携・協働し、資源を最適に割り当てることを通じて、上記に掲げる将来像の実現と、清瀬市の「都市格」を高めるしくみづくりをめざします。

# 計画の体系

将来像	まちづくりの基本目標	施策	施策の方向性	
1 安全で うるお いのあ る暮ら しある 暮らし の分 野	11 安全・安心に 生活できるまち	111 防災体制の充実・強化	1 危機管理体制を整えて、いざというときに備えます 2 都市基盤の安全性を高めます 3 地域における防災力の向上に取り組みます 4 災害時の円滑な避難所運営に備えます 5 災害時の医療救護体制を整備します	
		112 防犯体制の充実・強化	1 市民一人一人の防犯意識の向上に努めます 2 地域の連携による見守り体制を強化します 3 関係機関と連携し暴力団排除活動を推進します	
		113 暮らしの相談体制の充実	1 多様な暮らしの相談ができる体制を充実します 2 消費者被害を未然防止するため、啓発活動を推進します	
		12 生きがい を持って文化的に生 活できるまち	121 市民活動の支援	1 市民活動の活性化を支援します 2 市民活動への参加を促進します
			122 生涯学習活動の支援	1 市民ニーズを踏まえた学習活動を支援します 2 「学びの循環」を生かした生涯学習を推進します 3 地域の情報拠点としての図書館サービスの充実に努めます
			123 文化・芸術・スポーツ活動 の支援	1 市民文化・芸術の充実と発展をめざします 2 誰でも気軽にスポーツ活動に親しめる環境をつくります
	124 郷土文化の保全・継承		1 市民が郷土文化にふれ、清瀬への愛着と誇りを高める環境を整備します 2 市の歴史や文化を次世代に継承します 3 学校教育での郷土博物館の資料や人材の活用を推進します	
	13 お互いを尊重 し合うまち	131 人権尊重・平和の推進	1 国籍や文化の違いを受け入れ、認め合う、多文化共生社会の実現をめざします 2 人権意識の啓発を進めます 3 平和について啓発し、平和を希求する意識の高揚を図ります	
		132 男女平等社会の推進	1 さまざまな視点で男女平等を考え、一人一人の生き方を尊重する人とまちをめざします 2 女性がいきいきと暮らせるよう、DVや就労などの相談支援を充実します 3 女性のリーダーシップが一層発揮されるまちをめざします	
	2 健康で 支え合 い支え 合う まち	21 ともに支え 合って生活するま ち	211 高齢者の支援	1 高齢者が安心できる暮らしを支援します 2 高齢者のいきいきとした暮らしを支援します 3 医療と介護の情報共有、情報交換ができるしくみをつくります
			212 障害者・障害児の支援	1 障害者（児）の自立した生活を支援します 2 障害者（児）の社会参加を促進します
			213 生活の安定の確保及び自 立・就労支援	1 生活困窮者の安定した生活のための支援と自立のための支援を行います 2 虐待・DV防止と個人の尊厳を守る権利擁護に関する取り組みを行います 3 就労に関する情報提供や相談支援を行います 4 みんながともに支え合う地域福祉を推進します
214 社会保険の安定的運営			1 医療費の適正化や財政基盤の強化に取り組みます 2 市報やホームページなどを活用し、社会保険制度の周知に努めます	
22 健幸で笑顔あ ふれるまち		221 健幸づくりの支援	1 市民の主体的な健幸づくりを支援します 2 病気の早期発見の機会を提供し、早期治療につなげ、重症化を予防します	
		222 医療体制の整備	1 かかりつけ医療機関の定着化を推進します 2 休日夜間の救急時の医療体制を確保します	
育む まち 3 子ども たちを 健康に 育む まち		31 安心して子 どもを産み育てら れるまち	311 母子の健康づくりの支援	1 妊娠期からの母子の健康づくりを支援します 2 安心して育児に取り組めるよう、母子保健に関するさまざまな情報を発信します
			312 子育ての支援	1 安定した子育てを支える基盤を築きます 2 ゆとりを持って子育てできるよう支援します 3 子育て家庭の不安の解消に努めます
	321 「生きる力」「考える力」 を育む学校教育		1 子どもたちの学力の向上を図ります 2 子どもたちの「撓やか（しなやか）で強か（したたか）な心」と、豊かな人間性を培います 3 子どもたちの心身の成長と、体力の向上をめざします	
	32 子どもが生き る力・考える力を 身につけられるま ち	322 地域連携による学校教育	1 地域と学校が協働して子どもを健やかに育みます 2 地域・保護者が学校運営にかかわる新しいしくみをつくります	
		33 青少年や若者 が希望や夢を持 つことができるま ち	331 青少年の健全育成	1 青少年の人間性・社会性を育みます 2 悩みや問題を抱える青少年に寄り添った支援をします 3 地域を上げて青少年を育成する体制を整えます 4 青少年の居場所を充実します
			332 誕生から就労に至るまでの 総合的な相談体制の整備	1 誕生から就労に至るまでの相談を受けつける次世代型の相談センターを設置します 2 一貫した支援体制の構築をめざします

将来像	まちづくりの基本目標	施策	施策の方向性
活気ある豊かなまち（「自然と調和した住みやすい」の分野）	41 快適に住みやすいまち	411 適切な土地利用の推進と住環境の整備	1 住みやすく快適なまちをつくります 2 清瀬らしさを実感できる景観の保全・空間の整備を進めていきます
		412 道路ネットワークと交通環境の整備	1 快適で安全な道路環境をつくります 2 快適で安全な交通環境をつくります 3 交通安全意識の普及・啓発を推進します
		413 汚水・雨水の処理	1 公共下水道（汚水）施設の長寿命化を図ります 2 持続可能な下水道サービスを提供するため、下水道事業の経営の健全化を図ります 3 道路冠水や浸水を防ぐため雨水対策事業を推進します
		414 公園の整備	1 多様化する市民ニーズに対応する公園の整備を進めていきます 2 地域から親しまれる市民の手による公園づくりを推進します
	42 豊かな自然と調和した環境にやさしいまち	421 自然環境の保全	1 自然の大切さを広め、緑地や水辺など自然環境の保全を進めます 2 雑木林の再生と水辺と親しめる環境を整備し、うるおいを感じるまちづくりを進めます
		422 ごみ減量化・再資源化の推進	1 多摩地域における最小ごみ発生量をめざします 2 ごみを適正に収集・処理します 3 新しい分別品目の再資源化に対応し、資源の有効活用を進めます 4 市民・事業者・市が連携・協力し、うるおいとやすらぎのある生活環境の維持に努めます
		423 生活環境の保全	1 省エネルギー活動や再生可能エネルギーの普及を促進します 2 大気汚染・有害化学物質・騒音などの公害から生活環境を守ります 3 環境に対する問題意識を啓発するため、情報や学習の場を提供します
	43 産業によってにぎわいや活気を生み出すまち	431 農業の振興	1 多目的機能を持つ農地の維持・保全に努めます 2 安定した農業経営を支援します 3 地産地消を進め、農業とふれあう機会をつくります
		432 商工業の振興	1 商店街の振興・活性化を図ります 2 まちに活気をもたらす新しい産業を育成します 3 商工業者の安定した経営を支援します

「しくみやまちづくり」の分野	51 市民が主体となったまちづくり	511 地域コミュニティの活性化	1 地域を基盤としたコミュニティの大切さを伝えます 2 地域を基盤とした住民活動の活性化を支援します	
		512 協働によるまちづくりの推進	1 協働のしぐみを整えます 2 まちづくりに参加したい多様な主体への情報提供を充実します	
		513 行政情報の積極的な公開・共有	1 行政情報をより便利に利用できる環境を整えます 2 市政情報をわかりやすく提供します	
	52 職員が能力を発揮できる組織	521 職員の育成強化	1 必要な能力を持ち、さまざまな課題に柔軟に対応できる職員を育成します 2 職員の能力を発揮するため、職員の健康管理やワーク・ライフ・バランスを推進します	
		522 組織の強化と業務変革の推進	1 適正な組織体制を整え、適正な人員配置を行います 2 必要な変革に勇気を持って取り組む市職員の組織文化を育てます 3 業務の効率化・情報化を推進します 4 個人情報の保護や情報セキュリティ対策の徹底、強化を図ります	
		53 健全な行財政の確立	531 持続可能な財政運営	1 市財政の根幹となる市税収入を確保します 2 新しい財源を含め自主財源の拡充に努めます 3 施策や事務事業の見直しなどにより歳出を抑制します 4 効率的かつ効果的な財政運営に努めていきます
			532 長期的視点に立った公共施設等の維持・活用	1 公共施設等の総合的かつ計画的な整備・管理を推進します 2 誰にとっても安心して利用しやすい市庁舎を建設します 3 地域市民センターを耐震化します
	54 経営資源を戦略的に配分	541 経営資源を戦略的に配分	533 広域行政	1 他の市町村と協力し、事業を効率的、効果的に実施します 2 他の市町村と経営資源を連携し、相乗効果によって市民サービスを向上させます
			541 経営資源を戦略的に配分	1 市民ニーズに合った行政サービスを提供します 2 ユニバーサルデザインを推進します 3 シティプロモーションを推進します 4 長期総合計画を適切に進行管理します

第4次清瀬市長期総合計画は、5つの「将来像」と15の「まちづくりの基本目標」、39の「施策」で構成されています。



## ◇計画の位置づけ

第4次清瀬市長期総合計画は、清瀬市におけるまちづくりの最上位に位置づけられる計画です。

まちづくりは、行政だけではなく、清瀬に住む市民や、市民活動団体、大学、企業、行政機関などと協働して行うことが求められています。そのため、本計画は、行政だけが実施する内容を描くものではなく、地域全体で共有し、市民と行政の互いの役割分担を明示しつつ、めざすべきまちの将来像を実現するための計画として位置づけます。

## ◇計画の特徴

第4次清瀬市長期総合計画は、計画に掲げる取り組みや目標が、市民にとって身近なものであり、かつ実効性の高い計画とすることをめざし、次のような5つの特徴を持つ計画としました。

### ①市民とともにつくり上げた計画

本計画は行政に留まらず地域全体のものとなるよう、長期総合計画策定審議会、地域別懇談会、ワールドカフェと呼ばれる市民ワークショップ、市民満足度調査、パブリックコメントを通じて、市民の皆さんとともに策定しました。

### ②めざすべきまちの姿がわかる計画

市民と行政が協力してまちづくりを進めるためには、めざすべき将来のまちの姿がわかりやすく描かれた計画であることが有効です。そのため、本計画では施策ごとに「10年後の姿」を示し、実行計画では「まちづくり指標」を立て、到達すべき目標を共有できるものとしています。

### ③市民と市の役割分担を示す計画

多様な市民ニーズに対応するためには、市民、市民活動団体、大学、企業、行政機関などさまざまな主体が参加し、協力しながら地域課題に取り組むことが求められています。このため、それぞれの主体がまちづくりにおいて果たすべき役割を実行計画で示しています。

### ④限られた経営資源を効果的に活用するための計画

ヒト・モノ・カネ・情報といった行政経営のための資源は限られており、効率的な行政経営によって取り組みの効果が、最大となることが求められています。このため、本計画は、行政経営のための資源が最適に配分されることをめざす「行財政改革大綱」を兼ねた内容としています。

### ⑤マネジメントに活用しやすい計画

本計画にもとづく取り組みの成果を最大化するため、取り組みの進捗状況や成果が管理しやすく、継続的な評価・見直しを行いやすい計画としています。このことにより、取り組み目標を達成するための課題を明らかにし、取り組みの改善につなげることができます。